

甲 府 市 公 報

第 1346 号

発行所 甲 府 市 役 所
 発行人 甲 府 市
 (毎月 5 日 発行
 発行定日が休日に当たるときはその翌日)
 印刷所 サンニチ印刷
 甲府市北口二丁目 6 番 10 号

目 次

<p>【規 則】</p> <p>甲府市公印規則等の一部を改正する規則…………… 518</p> <p>【規 程】</p> <p>甲府市情報システム管理規程…………… 519</p> <p>甲府市文書取扱規程及び甲府市事案決定規程の一部を 改正する規程…………… 522</p> <p>【告 示】</p> <p>平成22年甲府市告示第377号の一部を変更する告示 …… 523</p> <p>予防接種実施公告…………… 523</p> <p>計量器定期検査の実施公示…………… 523</p> <p>都市計画変更案の縦覧公告…………… 524</p> <p>開発行為に関する工事の完了公告（2件）…………… 524</p> <p>道路位置の指定公告…………… 525</p> <p>介護保険料納入通知書公示送達…………… 525</p> <p>国民健康保険料納入通知書公示送達…………… 525</p> <p>市道路線の廃止告示…………… 526</p> <p>開発行為に関する工事の完了公告（2件）…………… 526</p>	<p>行旅死亡人の告示…………… 526</p> <p>開発行為に関する工事の完了公告…………… 526</p> <p>農用地利用集積計画を定めた旨の公告…………… 527</p> <p>入札告示（6件）…………… 527</p> <p>開発行為に関する工事の完了公告…………… 536</p> <p>地区計画原案の縦覧告示…………… 536</p> <p>開発行為に関する工事の完了公告（2件）…………… 536</p> <p>国土調査実施公示…………… 537</p> <p>平成23年度補正予算の公表 …… 537</p> <p>国民健康保険被保険者証無効告示…………… 537</p> <p>甲府市告示第310号の一部を変更する告示 …… 537</p> <p>甲府市告示第311号の一部を変更する告示 …… 537</p> <p>介護保険料督促状公示送達…………… 538</p> <p>入札告示（5件）…………… 538</p> <p>国民健康保険料督促状公示送達…………… 545</p> <p>予防接種実施公告…………… 545</p> <p>【教育委員会】</p> <p>甲府市市立の小中学校に就学すべき者の学校の指定に 関する規則の一部を改正する規則…………… 547</p>	<p>プロポーザル方式に係る手続き開始の公告（2件） …… 547</p> <p>【選挙管理委員会】</p> <p>玉諸土地改良区総代総選挙における当選した者の告示… 549</p> <p>玉諸土地改良区総代総選挙における当選証書を付与し た者の告示…………… 549</p> <p>【農業委員会】</p> <p>甲府市農業委員会10月定例総会招集公告 …… 549</p> <p>【上下水道局】</p> <p>入札告示（11件）…………… 550</p> <p>【任免辞令】</p> <p>市長事務部局…………… 569</p>
--	--	--

規則

甲府市公印規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月6日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第21号

甲府市公印規則等の一部を改正する規則

(甲府市公印規則の一部改正)

第1条 甲府市公印規則(昭和44年8月規則第49号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号、第17条の2及び第6号様式の4中「電子計算組織」を「情報システム」に改める。

(甲府市契約規則の一部改正)

第2条 甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号を削る。

第99条(見出しを含む。)中「電子計算組織」を「情報システム」に改める。

(甲府市財務規則の一部改正)

第3条 甲府市財務規則(昭和62年1月規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第5号を次のように改める。

(5) 電子帳票 情報システムにより表示され、又は入力する帳票をいう。

第3条第6号を削る。

第151条(見出しを含む。)中「電子計算組織」を「情報システム」に改める。

(甲府市事務分掌規則の一部改正)

第4条 甲府市事務分掌規則(平成8年3月規則第10号)の一部を次のように改

正する。

別表第7総務課の項第20号中「電算システム」を「情報システム」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規程

甲府市規程第2号

甲府市情報システム管理規程を次のように定める。

平成23年10月6日

甲府市長 宮島雅展

甲府市情報システム管理規程

甲府市電子計算組織管理運営規程（平成3年3月規程第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、情報システムの管理及び運営並びにデータの保護について必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報システム コンピュータ、ネットワーク（コンピュータを相互に接続するための通信網及びその構成機器をいう。第7号において同じ。）及び記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。
- (2) 情報処理 情報システムを利用して行われるデータの入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、出力、消去その他これらに類する処理をいう。
- (3) データ 情報システムで取り扱う情報及びこれを印刷した情報をいう。
- (4) 記録媒体 磁気ディスク、磁気テープその他のデータを記録している媒体をいう。
- (5) ファイル 記録媒体に記録されたデータの集合をいう。
- (6) ドキュメント システム設計書、プログラム説明書、操作説明書、コード表その他の情報処理に必要な仕様書類をいう。
- (7) クライアント ネットワークに接続して情報処理の操作を行うコンピュータをいう。

(8) 部等 甲府市事務分掌条例（平成48年4月条例第22号）に定める部、市立甲府病院及び市長室、甲府市福祉事務所設置条例（昭和26年9月条例第43号）に基づき設置された福祉事務所並びに会計管理者の補助組織に関する規則（昭和42年8月規則第26号）に定める会計室をいう。

(9) 部長等 甲府市事務分掌規則（平成8年3月規則第10号。以下「規則」という。）に定める部長、市立甲府病院事務局長、市長室長、福祉事務所長及び会計室長をいう。

(10) 課等 規則に定める課等及び会計室をいう。

(11) 課長等 規則に定める課長等及び会計室長をいう。

（情報システム管理委員会）

第3条 情報システムに関する事業の適正な管理運営を図るため、甲府市情報システム管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 情報システムの全体最適化に関すること。
- (2) 情報システムの調達等に関すること。
- (3) 情報システムに関する事業の進行監視に関すること。
- (4) 情報システムに関する事業のモニタリング監視に関すること。
- (5) 情報システムに関する事業の評価に関すること。

3 前2項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（最高情報統括責任者）

第4条 情報システムの管理及び運営並びにデータの保護に関する最高責任者として、最高情報統括責任者を置き、副市長をもって充てる。

（統括情報システム責任者）

第5条 最高情報統括責任者の指示を受け、情報システムの管理及び運営並びにデータの保護を行うため、統括情報システム責任者を置き、総務部長をもって充てる。

（統括情報システム管理者）

第6条 統括情報システム責任者を補佐し、及び情報システムを総合的に調整するため、統括情報システム管理者を置き、情報推進課長をもって充てる。

2 統括情報システム管理者は、次の業務を行う。

- (1) 情報システムの導入指導及び運営支援に関すること。
- (2) 情報システムの調査及び研究に関すること。

(情報システム責任者)

第7条 課等において所管する情報システム、ファイル及びドキュメントを統括管理するため、当該課等の属する部等に情報システム責任者を置き、部長等をもって充てる。

(情報システム管理者)

第8条 課等において所管する情報システム、ファイル及びドキュメントを管理するため、情報システム管理者を置き、課長等をもって充てる。

2 情報システム管理者は、次の業務を行う。

- (1) 情報システム、ファイル及びドキュメントの管理及び保安に関すること。
- (2) 情報システムに関連する設備等の管理及び保安に関すること。
- (3) 情報システムの管理及び情報処理の外部委託に関すること。
- (4) 情報システムの開発、設定の変更、運用、見直し等に関すること。

(クライアント取扱責任者)

第9条 課等に設置されたクライアントの取扱いを統括管理するため、当該課等の属する部等にクライアント取扱責任者を置き、部長等をもって充てる。

(クライアント取扱管理者)

第10条 課等に設置されたクライアントの取扱いを管理するため、クライアント取扱管理者を置き、課長等をもって充てる。

2 クライアント取扱管理者は、次の業務を行う。

- (1) クライアントの適正な取扱いに関すること。
- (2) クライアントの操作に伴う情報システムの適正な利用に関すること。

(データ保護責任者)

第11条 課等において所管するデータを保護し、及び統括管理するため、当該課等の属する部等にデータ保護責任者を置き、部長等をもって充てる。

(データ保護管理者)

第12条 課等において所管するデータを保護し、及び管理するため、データ保護管理者を置き、課長等をもって充てる。

2 データ保護管理者は、次の業務を行う。

- (1) データの保護及び管理に関すること。
- (2) データの利用及び提供に関すること。

(事故防止)

第13条 情報システム管理者、クライアント取扱管理者及びデータ保護管理者は、その所管に係るファイル、データ及びドキュメントの管理又は取扱いに当たり、漏えい、破壊、改ざん、消去その他の事故を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

(データの内部利用)

第14条 部長等は、当該部等に属する課等の所管に属さないデータを利用しようとするときは、当該データを所管する課等の属する部等のデータ保護責任者の承諾を得なければならない。ただし、クライアントの操作により情報システムで利用するデータで、当該データを所管する課等の属する部等のデータ保護責任者が事前に利用を許可したものについては、この限りでない。

(情報システムの導入)

第15条 課長等は、新たに情報システムを導入しようとするときは、統括情報システム管理者と事前に協議しなければならない。

2 統括情報システム管理者は、前項の規定による協議があったときは、当該協議に係る事案について、統括情報システム責任者に報告しなければならない。この場合において、統括情報システム責任者は、必要があると認めるときは、当該事案を委員会に付議するものとする。

(情報システムの変更等)

第16条 情報システム管理者は、情報システムを変更し、更新し、又は廃止しようとするときは、統括情報システム管理者と事前に協議しなければならない。

2 統括情報システム管理者は、前項の規定による協議があったときは、当該協議に係る事案について、統括情報システム責任者に報告しなければならない。ただし、当該事案が軽易な変更に係るものであるときは、この限りでない。

3 前項の場合において、統括情報システム責任者は、必要があると認めるときは、当該事案を委員会に付議するものとする。

(情報処理の依頼に係る年間計画書の提出等)

第17条 部長等は、当該部等に属する課等の所管に属さない情報システムによる

情報処理を依頼しようとするときは、当該情報処理に係る年間計画書を当該情報システムを所管する課等の属する部等の情報システム責任者に提出しなければならない。

2 部長等は、前項の規定により提出した年間計画書の内容を変更しようとするときは、当該情報システムを所管する課等の属する部等の情報システム責任者と協議しなければならない。

3 第1項の年間計画書の提出に関し必要な事項は、当該情報システムを所管する課等の属する部等の情報システム責任者が定める。

(年間計画書に基づく情報処理の依頼)

第18条 課長等は、前条第1項に規定する年間計画書に基づく情報処理を当該情報システムを所管する課等の情報システム管理者に依頼するものとする。

2 前項の規定による依頼に関し必要な事項は、当該情報システムを所管する課等の情報システム管理者が定める。

(情報システム担当者)

第19条 情報システム(クライアントを除く。)の操作は、情報システム管理者が指定した職員(以下「情報システム担当者」という。)が、当該情報システム管理者の指示に従い行うものとする。

(クライアント取扱者)

第20条 クライアントの操作は、クライアントが設置されている課等の職員(以下「クライアント取扱者」という。)が行うものとする。

2 クライアント取扱者は、クライアントの操作により情報システムを利用するときは、与えられたID及びパスワードを使用するものとする。

(情報システムの利用時間)

第21条 情報システムの利用時間は、当該情報システムを所管する課等の情報システム管理者が指定する。

2 クライアント取扱管理者は、前項の規定により指定された利用時間外に情報システムを利用しようとするときは、当該情報システムを所管する課等の情報システム管理者に申請しなければならない。

3 前項の規定による申請に関し必要な事項は、当該情報システムを所管する課等の情報システム管理者が定める。

(障害発生時の措置)

第22条 情報システム担当者は、情報システム(クライアントを除く。)に障害を発見したときは、速やかに当該情報システムを所管する課等の情報システム管理者に報告し、障害復旧のための指示を受け、必要な措置を講じなければならない。

2 クライアント取扱者は、情報システムに障害を発見したときは、速やかにクライアント取扱管理者に報告し、報告を受けたクライアント取扱管理者は、速やかにその障害の発生した情報システムを所管する課等の情報システム管理者に報告し、障害復旧のための指示を受け、必要な措置を講じなければならない。

(外部委託)

第23条 情報システム管理者は、新たに情報処理を外部委託しようとするとき、又は既に外部委託している情報処理について委託内容を変更しようとするときは、統括情報システム管理者と協議しなければならない。

2 情報システム管理者は、前項の規定により新たに外部委託に関し契約をしようとするときは、契約書に次に掲げる事項を明記しなければならない。

- (1) データの秘密保持に関すること。
- (2) データの目的外使用及び第三者への提供の禁止に関すること。
- (3) データの複写及び複製の制限に関すること。
- (4) データの使用期間終了後の返還又は廃棄の義務に関すること。
- (5) データの使用及び保管に係る立入検査の実施に関すること。
- (6) データの使用又は保管に係る事故の報告義務に関すること。
- (7) 個人情報の保護に関すること。
- (8) 前各号に定める事項に違反した場合における損害賠償に関すること。

(行政委員会等による情報システムの利用)

第24条 議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び上下水道局(以下「行政委員会等」という。)並びに公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年3月条例第1号)第2条第3項第1号に規定する派遣先団体その他市長が特に認める団体(以下「派遣先団体等」という。)は、情報システムを利用しようとするときは、当該情報システムを所管する課等の属する部等の情報システム責任者に申請しな

ればならない。

2 情報システム責任者は、前項の規定による申請があった場合において、行政委員会等及び派遣先団体等におけるクライアントの取扱い並びにデータの保護及び管理について十分な安全措置が講じられていると認めるときは、当該情報システムの利用を許可することができる。

(行政委員会等による情報処理の依頼)

第25条 情報システム責任者は、行政委員会等から情報処理の依頼があったときは、当該情報処理を行うことができる。

2 行政委員会等は、前項の規定により情報処理を依頼するときは、この規程の例によるものとする。

(委任)

第26条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(情報セキュリティ)

第27条 この規程に定めるもののほか、情報セキュリティに係る措置については、甲府市情報安全対策指針(情報セキュリティポリシー)により行うものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

甲府市規程第3号

甲府市文書取扱規程及び甲府市事案決定規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年10月6日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市文書取扱規程及び甲府市事案決定規程の一部を改正する規程

(甲府市文書取扱規程の一部改正)

第1条 甲府市文書取扱規程(昭和38年5月規程第4号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第8号中「電子計算組織によって行う情報処理」を「情報システムによって行う」に改める。

(甲府市事案決定規程の一部改正)

第2条 甲府市事案決定規程(昭和48年4月規程第1号)の一部を次のように改正する。

別表第2総務部、契約管財室、情報推進の表第2項中「電子計算組織」を「情報システム」に改める。

別表第2市立甲府病院、病院事務総室、総務の表第1項第1号中「電算システム」を「情報システム」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

告示

甲府市告示第338号

平成22年甲府市告示第377号（甲府駅北口公共施設の指定管理者の指定について）で告示した事項に変更があったので、甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年6月条例第16号）第11条の規定により告示する。

平成23年10月1日

甲府市長 宮 島 雅 展

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
指定管理者の名称	甲府駅北口まちづくり推進委員会	特定非営利活動法人甲府駅北口まちづくり委員会	平成23年10月1日

甲府市告示第339号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定により、予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年厚生省第197号）第5条の規定により公告する。

平成23年10月3日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 実施内容（平成23年10月分）

種 類	対 象 者		場 所
B C G	生後6月未満		指定医療機関 (別掲)
ジフテリア 百日咳 破傷風 (DPT)	第1期初回	生後3月から90月未満の者	
	第1期追加		
ジフテリア 破傷風 (DT トキソイド)	第2期	11歳以上13歳未満の者	
	第1期	生後12月から24月未満の者	

麻しん風しん混合 (MR)	第2期	5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学前の1年間にある者
	第3期	平成10年4月2日から平成11年4月1日の間に生まれた者 (中学1年生相当)
	第4期 ^{*1}	平成5年4月2日から平成7年4月1日の間に生まれた者 (高校2年生、高校3年生相当)
日本脳炎	第1期初回	生後6月から90月未満の者
	第1期追加	生後6月から90月未満の者
	第2期	9歳以上13歳未満の者
	特例 ^{*2}	平成7年6月1日から平成19年4月1日の間に生まれた者
高齢者 インフルエンザ	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の者 ・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者（障害者手帳1級相当） 	

※1 ただし、平成6年4月2日から平成7年4月1日の間に生まれた者（高校2年生相当）については、修学旅行や学校行事としての研修旅行で海外に行くなど、特段の事情がない場合は、高校3年生相当になる年度に接種するものとする。

※2 平成17年5月30日の接種勧奨差し控えにより、全4回の日本脳炎予防接種を完了できなかった者への救済措置。

2 予防接種を受けることが適当でない人

- (1) 明らかに発熱のある人
- (2) 重篤な急性疾患に罹っていることが明らかな人
- (3) その日に受ける予防接種によって、又は予防接種に含まれる成分でアナフィラキシーショックを起こしたことのある人
- (4) その他医師が不適当な状態と判断した場合

(別紙省略)

甲府市告示第340号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、千塚、羽黒、新田、池田、貢川、石田、相川、千代田、能泉、宮本、北新及び国母地区の平成23年度特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、計量法第21条第2項の規定

により公示する。

平成23年10月3日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 検査日程

実施期日	受付時間	検査場所	対象区域
11月7日(月)	10:00~12:00	JA 甲府市 千塚支所	千塚地区 羽黒地区
	13:00~15:00		
11月8日(火)	10:00~12:00	新田小学校	新田地区 池田地区 貢川地区 石田地区
	13:00~15:00		
11月9日(水)	10:00~12:00	北東中学校	相川地区
	13:30~15:00	千代田小学校	千代田地区 能泉地区 宮本地区
11月10日(木)	10:00~12:00	北中学校	北新地区
	13:00~15:00		
11月11日(金)	10:00~12:00	地方卸売市場	国母地区
	13:00~15:00		

2 検査対象特定計量器 質量計

甲府市告示第341号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに甲府市に意見書を提出することができる。

平成23年10月3日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 都市計画の種類

甲府都市計画用途地域の変更案(北部地域)

2 都市計画を定める土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

3 縦覧場所

甲府市宝二丁目8番19号 甲府市 都市建設部 計画指導室 都市計画課

4 縦覧期間

平成23年10月3日から平成23年10月17日

甲府市告示第342号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成23年10月3日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市下鍛冶屋町字整理地150番2、151番3

以上2筆

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市住吉三丁目2番12号

ガーデンハウスC202

井上 直紀

甲府市告示第343号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成23年10月3日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市上町字年代 389番1、389番3、389番4、

389番5、389番6の一部

以上5筆及び道

2 公共施設の種類の種類、位置

公共施設の種類の種類	道路
位置及び区域	別添図のとおり

(開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市都市建設部計画指導室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市上小阿原町1050番地
有限会社 スミ 新 建 材
代表取締役 伊 藤 正 敏

(別添図省略)

甲府市告示第344号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、同法施行規則第10条の規定により公告する。その関係図書は都市建設部建築指導課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成23年10月3日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 道路の位置 甲府市荒川2丁目1046-4、1053-5
2 道路の幅員 5.05~5.07m
3 道路の延長 34.80m

甲府市告示第345号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため介護保険法(平成9年法律第123号)第143条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成23年10月4日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 甲府市介護保険料納入通知書
2 発送日 平成23年7月13日・平成23年9月13日
3 項目 平成23年度介護保険料1期~9期分
4 納期限 平成23年8月1日 平成23年8月31日
平成23年9月30日 平成23年10月31日

平成23年11月30日 平成24年1月4日
平成24年1月31日 平成24年2月29日
平成24年4月2日

5 納付場所

甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関
ゆうちょ銀行
甲府市指定コンビニエンスストア
甲府市税務部収納管理室収納課
甲府市福祉部高齢者・障害者支援室介護保険課
甲府市総合行政窓口センター

6 送達を受けるべき者

別紙のとおり

7 保管場所

甲府市福祉部高齢者・障害者支援室介護保険課

(別紙省略)

甲府市告示第346号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成23年10月4日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 甲府市国民健康保険料納入通知書
2 発送日 平成23年9月1日
3 項目 平成23年度国民健康保険料3期~9期分
4 納期限 平成23年9月30日
(納期限を平成23年10月31日に再指定)
平成23年10月31日 平成23年11月30日
平成24年1月4日 平成24年1月31日
平成24年2月29日 平成24年4月2日

5 納付場所

甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関
(株)ゆうちょ銀行・郵便局
甲府市税務部収納管理室収納課
甲府市市民生活部市民生活総室国民健康保険課
総合行政窓口センター

6 納付義務者 別紙のとおり (12件)

(別紙省略)

甲府市告示第347号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定により、市道路線を廃止する。その関係図面は、都市建設部都市基盤整備室道路河川課において、この告示の日から平成23年10月18日まで一般の縦覧に供する。

平成23年10月5日

甲府市長 宮島雅展

路線番号	路線名	起点 終点	重要な 経過地
694	北新1号線	甲府市北新一丁目2655番5地先 甲府市北新一丁目2655番7地先	なし

甲府市告示第348号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成23年10月5日

甲府市長 宮島雅展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市宮原町字堰添1207番1、1207番6、
甲府市宮原町字西条下河原900番9
以上3筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市宮原町1208-1-201
向山真司

甲府市告示第349号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成23年10月5日

甲府市長 宮島雅展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市川田町字北田244番3
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
笛吹市石和町仲川1454番地
小林修

甲府市告示第350号

甲府市酒折1丁目5番26号JR中央線宮前踏切で発見された行旅死亡人について、行旅病人及び行旅死亡人取扱法第9条の規定により告示する。

平成23年10月6日

甲府市長 宮島雅展

- 1 本籍、住所、氏名 不詳
- 2 性別 男性
- 3 年齢 20歳から30歳代と推定
- 4 特徴 身長およそ161センチメートル、中肉
- 5 着衣、所持品 黒色カーディガン、黒色ジーンズ、現金21円、
鍵3個(キーケース付)、煙草、指輪
- 6 死亡日時 平成22年9月22日午前0時40分頃
- 7 死亡場所 甲府市酒折1丁目5番26号JR中央線宮前踏切
- 8 死因 脳挫傷
- 9 処置 平成23年9月29日甲府市斎場にて火葬に付した。

甲府市告示第351号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成23年10月6日

甲府市長 宮島雅展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市川田町字北田244番1
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
笛吹市石和町井戸292
パティオ笛吹B101
依田 知美

甲府市告示第352号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

平成23年10月6日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所
甲府市増坪町791-1
甲府市産業部農林振興室農業振興課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間
告示の日から2週間

甲府市告示第353号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年10月7日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 入札対象工事
 - (1) 入札番号 合併（土木）25号
 - (2) 工事名 ①農道改良工事（農道1389号線）
②小曲圃場給水装置改造工事
 - (3) 工事場所 甲府市小曲町地内
 - (4) 工期 平成24年3月30日まで

- (5) 工事概要
 - ①施工延長 L=249.6m、幅員 W=7.0m、場所打擁壁工 L=11.8m、プレキャストL型擁壁工（H1,500～2,250）L=112m、自由勾配側溝工（B300）L=423m、カルバート工（600×600）L=22m、集水樹工 2箇所、場所打水路工 L=8.4m、構造物撤去工 一式、表層工 A=413㎡、上層路盤工 A=1,810㎡、下層路盤工 A=1,810㎡、取付舗装工 A=73㎡、防護柵工 L=76m
 - ②DIP（φ100）L=17m、RRVP（φ100）L=72m、SSP（φ40）L=5m、仕切弁（φ100）1基、スリースバルブ（φ40）1基なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

- (6) 予定価格 43,565,550円
（消費税及び地方消費税の額を含む。）

- 2 競争入札参加資格
甲府市における建設工事「土木一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市長の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。
 - (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者で、甲府市における入札参加資格「土木一式」の等級が「A」であるもの1者又は「B」であるもの1者。
 - (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
 - (3) 現在、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を保有する当該工事に関する一級施工管理技士又は同等以上の資格を有する者で、かつ平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として同種工事の施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。）がある者1名を対象工事に専任で配置できる者であること。
なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。
 - (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- 3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 平成23年10月7日（金）～平成23年10月19日（水）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書の受付期間及び場所
- ア 期 間 平成23年10月7日（金）～平成23年10月19日（水）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）
午前9時～午後5時
- イ 場 所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 平成23年11月4日（金） 午前9時
- (2) 場 所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- 8 その他
- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付
ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 請負契約書作成の要否：要
- (4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (5) 談合の禁止及び談合に対する措置
入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。
- (6) 現場説明会は行わない。
- (7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第354号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年10月7日

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (土木) 162号
(2) 工事名 耐震性貯水槽100㎡設置工事
(3) 工事場所 甲府市緑が丘二丁目地内
(4) 工期 平成24年2月29日まで
(5) 工事概要 耐震性貯水槽設置(鋼製100㎡級・井筒沈下工法) 1箇所
なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
(6) 予定価格 16,737,000円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

甲府市における建設工事「土木一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市長の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書(以下「直近の経営事項審査結果通知書」という。)を提出できる者で、甲府市における入札参加資格「土木一式」の等級が「B」であるもの1者又は「C」であるもの1者。
(2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。(ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
(3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事((2)に掲げる工事等)への施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること)がある者1名を対象工事に配置できる者であること。
なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。
(4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
(6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。

(8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がない者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成23年10月7日(金)～平成23年10月19日(水)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)
午前9時～午後5時
(2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。
(4) 申請書の受付期間及び場所
ア 期間 平成23年10月7日(金)～平成23年10月19日(水)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)
午前9時～午後5時
イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成23年11月4日(金) 午前9時5分
(2) 場 所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 請負契約書作成の要否：要

(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(6) 現場説明会は行わない。

(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第355号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年10月7日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象工事

(1) 入札番号 (建築) 164号

(2) 工事名 北新小学校プール増改築（建築主体・電気設備）工事

(3) 工事場所 甲府市北新一丁目3番

(4) 工期 平成24年3月23日まで

(5) 工事概要 プール附属室 増改築工事 96.8㎡
大プール（25m×10m）、小プール（7m×4m）
シャワーユニット設置

(6) 予定価格 87,007,200円
（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 競争入札参加資格

甲府市における建設工事「建築一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市長の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

(1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者で、甲府市における入札参加資格「建築一式」の等級が「A」であるもの1者又は「B」であるもの1者。

(2) 元請として、平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

(3) 現在、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を保有する当該工事に関する一級施工管理技士又は同等以上の資格を有する者で、かつ平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として同種工事の施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。）がある者1名を対象工事に専任で配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争

入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 平成23年10月7日(金)～平成23年10月19日(水)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)

午前9時～午後5時

(2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課

甲府市相生二丁目17番1号

電話055-237-5124

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書の受付期間及び場所

ア 期間 平成23年10月7日(金)～平成23年10月19日(水)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課

甲府市相生二丁目17番1号

電話055-237-5124

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成23年11月4日(金) 午前9時15分

(2) 場 所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室

甲府市相生二丁目17番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると

認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 請負契約書作成の要否：要

(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合(工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。)は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(6) 現場説明会は行わない。

(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第356号

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年10月7日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象工事

(1) 入札番号 (建築)165号

(2) 工事名 伊勢小学校屋内運動場耐震補強・大規模改造事業に伴う外構工事1

(3) 工事場所 甲府市伊勢二丁目16番1号

(4) 工期 平成24年2月13日まで

(5) 工事概要 伊勢小学校屋内運動場耐震補強・大規模改造事業に伴う外構工事 一式

・既存フェンス撤去

(H1, 200 84.0m、H6, 000 48.0m)

- ・セットバック後、新規フェンス設置
- ・東門改修

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

- (6) 予定価格 13,000,050円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

甲府市における建設工事「建築一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市長の本工事にかかる入札参加資格の認定を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者で、甲府市における入札参加資格「建築一式」の等級が「C」であるもの1者又は「D」であるもの1者。
- (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
- (3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事（(2)に掲げる工事等）への施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること）がある者1名を対象工事に配置できる者であること。
なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争

入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成23年10月7日（金）～平成23年10月19日（水）
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報/入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書の受付期間及び場所
ア 期間 平成23年10月7日（金）～平成23年10月19日（水）
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)
午前9時～午後5時
イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成23年11月4日（金） 午前9時20分
- (2) 場 所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると

認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他ののうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付
ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 請負契約書作成の要否：要
- (4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (5) 談合の禁止及び談合に対する措置
入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。
- (6) 現場説明会は行わない。
- (7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第357号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年10月7日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (建築) 170号
- (2) 工事名 北新小学校校舎改築事業に伴う北側外構（門扉他）工事
- (3) 工事場所 甲府市北新一丁目5番1号
- (4) 工期 平成24年2月10日まで
- (5) 工事概要 北新小学校校舎改築事業に伴う北側外構工事
・擁壁工事（スロープ、門扉共）
・構内舗装工事（排水共）
・屋外広場工事（縁石共）
なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する

法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

- (6) 予定価格 19,985,700円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

甲府市における建設工事「建築一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市長の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者で、甲府市における入札参加資格「建築一式」の等級が「B」であるもの1者又は「C」であるもの1者。
- (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
- (3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事（(2)に掲げる工事等）への施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること）がある者1名を対象工事に配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
 - (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
 - (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- #### 3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 平成23年10月7日（金）～平成23年10月19日（水）

- (この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)
- 午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書の受付期間及び場所
- ア 期 間 平成23年10月7日(金)～平成23年10月19日(水)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)
- 午前9時～午後5時
- イ 場 所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 平成23年11月4日(金) 午前9時25分
- (2) 場 所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付
ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 請負契約書作成の要否：要
- (4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合(工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。)は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (5) 談合の禁止及び談合に対する措置
入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。
- (6) 現場説明会は行わない。
- (7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第358号

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年10月7日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (電気) 171号
- (2) 工事名 甲府市都市公園(玉諸公園他5公園)照明灯改修工事
- (3) 工事場所 甲府市向町地内他
- (4) 工期 平成24年3月13日まで
- (5) 工事概要 照明灯改修工事
・照明灯器具交換(LED灯具)31基
・照明灯器具交換(ポールとも)9基
・照明灯器具交換(ポールとも、ベース式)3基
・撤去 一式

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工

事である。

- (6) 予定価格 16,143,750円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

甲府市における建設工事「電気」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市長の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者で、甲府市における入札参加資格「電気」の等級が「A」であるもの1者又は「B」であるもの1者。
- (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
- (3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事（(2)に掲げる工事等）への施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること）がある者1名を対象工事に配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成23年10月7日（金）～平成23年10月19日（水）
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)
午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書の受付期間及び場所

- ア 期間 平成23年10月7日（金）～平成23年10月19日（水）
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)
午前9時～午後5時

- イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成23年11月4日（金） 午前9時30分
- (2) 場 所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (3) 請負契約書作成の要否：要
- (4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (5) 談合の禁止及び談合に対する措置
入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。
- (6) 現場説明会は行わない。
- (7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第359号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成23年10月7日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市向町字下反田172番4、172番5
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市向町778番地
小 池 靖 彦

甲府市告示第360号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項の規定に基づく、甲府市地区計画等の案の作成手続に関する条例第2条により、次のとおり告示し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該地区計画の原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、意見書を市長に提出することができる。

平成23年10月11日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 地区計画等の種類
地区計画
- 2 地区計画等の名称
機械金属工業団地（1）地区地区計画
- 3 地区計画等を定める位置
甲府市落合町、下鍛冶屋町、西油川町の各一部
- 4 地区計画等を定める土地の区域
縦覧に供する図書に明示する部分
- 5 縦覧場所
甲府市宝二丁目8番19号 甲府市 都市建設部 計画指導室 都市計画課
- 6 縦覧期間
平成23年10月11日から平成23年10月25日まで

甲府市告示第361号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成23年10月11日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上町字明石2505番3、2505番5、2506番5、2506番6以上4筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市湯村3-23-2-101
長谷川 晴美

甲府市告示第362号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成23年10月12日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市増坪町字一丁目畑138番1、138番5、139番1、139番4
以上4筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市相生一丁目4番11号
萩原 俊一

甲府市告示第363号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定に基づき、平成23年度地籍調査を実施するので、次のとおり公示する。

平成23年10月13日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 事業計画が公示された年月日
平成23年9月29日
- 2 調査を実施する者の名称
山梨県甲府市
- 3 調査地域
城東五丁目の全域、愛宕町、東光寺町、東光寺一丁目、東光寺二丁目及び東光寺三丁目の各一部
- 4 調査期間
平成23年8月25日から
平成24年3月31日まで

甲府市告示第364号

地方自治法第219条第2項の規定により、平成23年度補正予算について専決処分したので、別紙のとおり公表する。

平成23年10月18日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 平成23年度甲府市一般会計補正予算（第4号）

(別紙省略)

甲府市告示第365号

次の国民健康保険被保険者証は、回収できないため甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

平成23年10月19日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
- 2 世帯主住所並びに被保険者氏名及び記号番号 別紙のとおり

(別紙省略)

甲府市告示第366号

平成23年9月7日付け甲府市告示第310号の一部を、次のとおり変更する。

平成23年10月21日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 5 入札手続等
「(3)ア 落札者決定日 平成23年10月21日(金)」を
「(3)ア 落札者決定日 平成23年11月11日(金)」に改める。

甲府市告示第367号

平成23年9月7日付け甲府市告示第311号の一部を、次のとおり変更する。

平成23年10月21日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 5 入札手続等
「(3)ア 落札者決定日 平成23年10月21日(金)」を
「(3)ア 落札者決定日 平成23年11月11日(金)」に改める。

甲府市告示第368号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成23年10月24日

甲府市長 宮島雅展

- 1 書類名・発送日 平成23年度介護保険料1期督促状
平成23年8月31日発送
平成23年度介護保険料2期督促状
平成23年9月30日発送
- 2 納付場所 甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関
ゆうちょ銀行・郵便局
甲府市税務部収納管理室収納課
甲府市福祉部高齢者・障害者支援室介護保険課
各総合行政窓口センター
- 4 送達を受けるべき者 別紙のとおり
- 5 保管場所 甲府市税務部収納管理室収納課

(別紙省略)

甲府市告示第369号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年10月25日

甲府市長 宮島雅展

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (土木) 177号
- (2) 工事名 河川改修工事(23-1)
- (3) 工事場所 甲府市西高橋町地内
- (4) 工期 平成24年5月11日まで

- (5) 工事概要 施工延長 L=43.0m、護岸工 左岸 L=43.0m、右岸 L=43.0m、仮設工 一式

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

- (6) 予定価格 49,203,000円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

甲府市における建設工事「土木一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市長の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者で、甲府市における入札参加資格「土木一式」の等級が「A」であるもの1者又は「B」であるもの1者。
- (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
- (3) 現在、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を保有する当該工事に関する一級施工管理技士又は同等以上の資格を有する者で、かつ平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として同種工事の施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。）がある者1名を対象工事に専任で配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は

民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成23年10月25日（火）～平成23年11月4日（金）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書の受付期間及び場所
ア 期 間 平成23年10月25日（火）～平成23年11月4日（金）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）
午前9時～午後5時
イ 場 所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成23年11月18日（金） 午前9時15分
- (2) 場 所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履

行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付
ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 請負契約書作成の要否：要
- (4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (5) 談合の禁止及び談合に対する措置
入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。
- (6) 現場説明会は行わない。
- (7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第370号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年10月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (土木) 184号
- (2) 工事名 増坪1号線道路改良工事に伴う付帯工事
- (3) 工事場所 甲府市増坪町地内
- (4) 工期 平成24年3月13日まで
- (5) 工事概要 土留壁工 L=68.0m、自由勾配側溝 L=39.0m、舗装工 A=1,584.0㎡、区画線工 一式、樹木整備工 一式、水道設備移設工 一式、電気設備移設工 一式

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

- (6) 予定価格 15,235,500円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

甲府市における建設工事「土木一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市長の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者で、甲府市における入札参加資格「土木一式」の等級が「B」であるもの1者又は「C」であるもの1者。
- (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
- (3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事（(2)に掲げる工事等）への施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること）がある者1名を対象工事に配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成23年10月25日（火）～平成23年11月4日（金）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札情報）から情報入手する場合は、この限りでない。

- (4) 申請書の受付期間及び場所
ア 期間 平成23年10月25日（火）～平成23年11月4日（金）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）
午前9時～午後5時
イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成23年11月18日（金） 午前9時20分
- (2) 場所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付
ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 請負契約書作成の要否：要
- (4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (5) 談合の禁止及び談合に対する措置
入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。
- (6) 現場説明会は行わない。
- (7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第371号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年10月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (電気) 187号
- (2) 工事名 千塚小学校校舎増改築事業に伴う夜間照明設置工事
- (3) 工事場所 甲府市千塚一丁目2番16号
- (4) 工期 平成24年3月13日まで
- (5) 工事概要 電気設備工事
1 引込幹線工事 2 管路工事 3 照明柱設置工事
4 陶芸小屋構内線路工事 5 陶芸小屋動力設備工事
6 陶芸小屋電灯設備工事
なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工

事である。

- (6) 予定価格 17,907,750円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

甲府市における建設工事「電気」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市長の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者で、甲府市における入札参加資格「電気」の等級が「A」であるもの1者又は「B」であるもの1者。
 - (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
 - (3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事（(2)に掲げる工事等）への施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること）がある者1名を対象工事に配置できる者であること。
なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。
 - (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
 - (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
 - (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ## 3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 平成23年10月25日（火）～平成23年11月4日（金）
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)
午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報/入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書の受付期間及び場所

ア 期間 平成23年10月25日（火）～平成23年11月4日（金）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 平成23年11月18日（金） 午前9時25分

(2) 場所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
(2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 請負契約書作成の要否：要

(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(6) 現場説明会は行わない。

(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第372号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年10月25日

甲府市長 宮島雅展

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (電気) 188号
(2) 工事名 北新小学校校舎改築事業に伴う夜間照明設置工事
(3) 工事場所 甲府市北新一丁目5番1号
(4) 工期 平成24年3月13日まで
(5) 工事概要 電気設備工事
1 引込幹線工事 2 管路工事 3 照明柱設置工事
なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 予定価格 18,065,250円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

甲府市における建設工事「電気」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、

次の条件をすべて満たし、甲府市長の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者で、甲府市における入札参加資格「電気」の等級が「A」であるもの1者又は「B」であるもの1者。
 - (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
 - (3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事（(2)に掲げる工事等）への施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること）がある者1名を対象工事に配置できる者であること。
なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。
 - (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
 - (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
 - (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- 3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 平成23年10月25日（火）～平成23年11月4日（金）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）
午前9時～午後5時
 - (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
 - (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホー

ムページ（事業者向け情報／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。

- (4) 申請書の受付期間及び場所
 - ア 期間 平成23年10月25日（火）～平成23年11月4日（金）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）
午前9時～午後5時
 - イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
- 4 入札及び開札の日時及び場所
 - (1) 日時 平成23年11月18日（金） 午前9時30分
 - (2) 場所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- 8 その他
 - (1) 入札保証金：免除
 - (2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付
ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (3) 請負契約書作成の要否：要
- (4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (5) 談合の禁止及び談合に対する措置
入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。
- (6) 現場説明会は行わない。
- (7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第373号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年10月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (管) 189号
- (2) 工事名 北新小学校プール増改築（機械設備）工事
- (3) 工事場所 甲府市北新一丁目3番
- (4) 工期 平成24年3月23日まで
- (5) 工事概要 屋外給水設備工事、屋内給水設備工事、屋外排水設備工事、屋内排水設備工事、衛生器具設備工事、ろ過設備工事
- (6) 予定価格 12,627,300円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

甲府市における建設工事「管」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市長の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者で、甲府市における入札参加資格「管」の等級が「A」であるもの1者又は「B」であるもの1者。
- (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対

象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

- (3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事（(2)に掲げる工事等）への施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること）がある者1名を対象工事に配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成23年10月25日（火）～平成23年11月4日（金）
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書の受付期間及び場所
ア 期 間 平成23年10月25日（火）～平成23年11月4日（金）
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)
午前9時～午後5時
イ 場 所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成23年11月18日(金) 午前9時35分
(2) 場 所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付
ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。
(3) 請負契約書作成の要否：要
(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合(工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。)は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。
(5) 談合の禁止及び談合に対する措置
入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(6) 現場説明会は行わない。

(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第374号

次の国民健康保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示をする。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成23年10月31日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 書類名	平成23年度国民健康保険料第1～2期分督促状 平成23年度国民健康保険料過年第5期分督促状 平成22年度国民健康保険料第8期分督促状
2 発送日	平成23年8月31日 平成23年9月30日 平成23年3月28日
3 納付場所	甲府市指定金融機関 甲府市収納代理金融機関 ゆうちょ銀行・郵便局 甲府市税務部収納管理室収納課 甲府市市民生活部市民生活総室国民健康保険課 各総合行政窓口センター
4 送達を受けるべき者	別紙のとおり
5 保管場所	甲府市税務部収納管理室収納課

(別紙省略)

甲府市告示第375号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条の規定により、予防接種を実施するので、予防接種法施行令(昭和23年厚生省第197号)第5条の規定により公告する。

平成23年10月31日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 実施内容（平成23年11月分）

種 類	対 象 者		場 所
B C G	生後6月未満		指定 医療機関 (別掲)
ジフテリア 百日咳 破傷風 (DPT)	第1期初回	生後3月から90月未満の者	
	第1期追加		
ジフテリア 破傷風 (DT トキソイド)	第2期	11歳以上13歳未満の者	
麻しん風しん混合 (MR)	第1期	生後12月から24月未満の者	
	第2期	5歳以上7歳未満の者であって、 小学校就学前の1年間にある者	
	第3期	平成10年4月2日から平成11 年4月1日の間に生まれた者 (中学1年生相当)	
	第4期 ^{※1}	平成5年4月2日から平成7年4 月1日の間に生まれた者 (高校2年生、高校3年生相当)	
日本脳炎	第1期初回	生後6月から90月未満の者	
	第1期追加	生後6月から90月未満の者	
	第2期	9歳以上13歳未満の者	
	特例 ^{※2}	平成7年6月1日から平成19年 4月1日の間に生まれた者	
高齢者 インフルエンザ	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の者 ・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、 じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者（障害者手帳1級相当） 		

※1 ただし、平成6年4月2日から平成7年4月1日の間に生まれた者（高校2年生相当）については、修学旅行や学校行事としての研修旅行で海外に行くなど、特段の事情がない場合は、高校3年生相当になる年度に接種するものとする。

※2 平成17年5月30日の接種勧奨差し控えにより、全4回の日本脳炎予防接種を完了できなかった者への救済措置。

2 予防接種を受けることが適当でない人

- (1) 明らかに発熱のある人
- (2) 重篤な急性疾患に罹っていることが明らかな人
- (3) その日に受ける予防接種によって、又は予防接種に含まれる成分でアナフ

イラキシージャックを起こしたことがある人
(4) その他医師が不適当な状態と判断した場合

(別紙省略)

教育委員会

甲府市市立の小中学校に就学すべき者の学校の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月11日

甲府市教育委員会
委員長 齋藤 章

甲府市教育委員会規則第13号

甲府市市立の小中学校に就学すべき者の学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

甲府市市立の小中学校に就学すべき者の学校の指定に関する規則（昭和62年4月教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表小学校の表中「湯村三丁目1番から18番まで」を「湯村三丁目1番から18番まで及び478番地164」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

甲府市教育委員会告示第6号

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請します。

平成23年10月19日

甲府市教育委員会
委員長 齋藤 章

1 業務名

甲府市立小学校給食調理業務委託

2 業務概要

甲府市教育委員会では、学校給食調理業務のあり方について、平成17年2月に決定した「小学校給食調理業務の運営方針」に基づき、食育基本法の施行や食育基本計画の策定、学校給食法の改正など、その後の様々な状況変化を踏まえる中で、現在まで継続的に検討してきた。

そのような状況を踏まえるなかで、食育の観点、学校給食の質や安全性、行政運営の効率性などを総合的に検討した結果、現在においては、民間委託した場合にも、民間のノウハウや専門性、柔軟性が期待でき、よりよい学校給食が実現できるものと考え、平成22年度から給食調理業務の委託化を年次的に実施している。このことから、平成24年度より、朝日、千塚小学校給食調理業務を委託するものである。

この事業の実施にあたっては、民間の豊富な技術・ノウハウを背景に、従来の行政運営手法を超えた新しい、より優れた給食業務運営における提案により、今以上に安全、安心で、児童に喜ばれる給食を提供するため、公募型企画提案方式（プロポーザルコンペ）方式により、甲府市立小学校給食調理業務の受託事業者を選考、決定するものとする。

3 履行期間

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

4 参加資格

本企画提案に参加できる者は、参加表明書提出時現在で、以下の全ての条件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は法人であつてその役員が暴力団員でない

こと。

- (5) 甲府市指名競争入札参加有資格者名簿に登載されている者であること。
- (6) 甲府市から指名停止を受けている者でないこと。
- (7) 租税を完納していること。
- (8) 学校給食法ほか学校給食関係法令等を熟知し、学校給食の趣旨を十分に理解するとともに文部科学省の「学校給食衛生管理基準」及び厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」を遵守した業務が遂行できること。
- (9) 学校給食調理業務に十分な実績及び能力を有していること。
- (10) 過去3年以内に、学校給食業務において食品衛生法に基づく営業処分を受けていないこと。

5 参加表明書及び企画提案書の提出期限並びに提出場所

企画提案実施要領参照

6 主催及び事務局

主 催 甲府市教育委員会

事務局 教育部教育総室学事課

山梨県甲府市太田町10番1号

電子メール kyogaku@city.kofu.lg.jp 学事課 宛て

F A X 055-235-5648

T E L 055-223-7322

甲府市教育委員会告示第7号

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請します。

平成23年10月19日

甲府市教育委員会

委員長 齋藤 章

1 業務名

甲府市立小学校給食調理・配送業務委託

2 業務概要

甲府市教育委員会では、学校給食調理業務のあり方について、平成17年2月に決定した「小学校給食調理業務の運営方針」に基づき、食育基本法の施行や食育基本計画の策定、学校給食法の改正など、その後の様々な状況変化を踏まえる中で、現在まで継続的に検討してきた。

そのような状況を踏まえるなかで、食育の観点、学校給食の質や安全性、行政運営の効率性などを総合的に検討した結果、現在においては、民間委託した場合にも、民間のノウハウや専門性、柔軟性が期待でき、よりよい学校給食が実

現できるものと考え、平成22年度から給食調理業務の委託化を年次的に実施している。このことから、平成24年度より、大里、北新・千代田小学校給食調理・配送業務を委託するものである。

この事業の実施にあたっては、民間の豊富な技術・ノウハウを背景に、従来の行政運営手法を超えた新しい、より優れた給食業務運営における提案により、今以上に安全、安心で、児童に喜ばれる給食を提供するため、公募型企画提案方式（プロポーザルコンペ）方式により、甲府市立小学校給食調理・配送業務の受託事業者を選考、決定するものとする。

3 履行期間

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

4 参加資格

本企画提案に参加できる者は、参加表明書提出時現在で、以下の全ての条件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) 甲府市指名競争入札参加有資格者名簿に登載されている者であること。
- (6) 甲府市から指名停止を受けている者でないこと。
- (7) 租税を完納していること。
- (8) 学校給食法ほか学校給食関係法令等を熟知し、学校給食の趣旨を十分に理解するとともに文部科学省の「学校給食衛生管理基準」及び厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」を遵守した業務が遂行できること。
- (9) 学校給食調理業務に十分な実績及び能力を有していること。
- (10) 過去3年以内に、学校給食業務において食品衛生法に基づく営業処分を受けていないこと。

5 参加表明書及び企画提案書の提出期限並びに提出場所

企画提案実施要領参照

6 主催及び事務局

主 催 甲府市教育委員会

事務局 教育部教育総室学事課

山梨県甲府市太田町10番1号

電子メール kyogaku@city.kofu.lg.jp 学事課 宛て

F A X 055-235-5648

T E L 055-223-7322

選挙管理委員会

甲府市選挙管理委員会告示第104号

平成23年10月3日執行の玉諸土地改良区総代総選挙において、当選した者の住所及び氏名は別紙のとおりである。

平成23年10月3日

甲府市選挙管理委員会
委員長 山田 泰良

(別紙省略)

甲府市選挙管理委員会告示第105号

平成23年10月3日執行の玉諸土地改良区総代総選挙において、当選証書を付与した者の住所及び氏名は別紙のとおりである。

平成23年10月5日

甲府市選挙管理委員会
委員長 山田 泰良

(別紙省略)

農業委員会

甲府市農業委員会告示第10号

農業委員会等に関する法律第21条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会10月定例総会を、平成23年10月31日午後2時00分、甲府市南公民館において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

平成23年10月27日

甲府市農業委員会会長 塩野 陽一

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 納税猶予に関する適格者証明願について
- 3 平成23年11月告示分農用地利用集積計画について

上下水道局

甲府市上下水道局告示第55号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札（総合評価落札方式）を執行する。

平成23年10月7日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (電気) 110084号
- (2) 工事名 (そー3) 昭和浄水場計装設備更新工事
- (3) 工事場所 昭和中条1, 413番地 昭和浄水場ほか
- (4) 工期 平成25年1月25日まで
- (5) 工事概要 1 中央監視制御装置(昭和浄水場)一式、2 監視制御装置等機能増設(平瀬浄水場)一式、3 各コントローラ装置一式、4 各取水井インターフェイス盤一式、5 流量計、水位計、水質監視装置ほか計器一式、6 移設・撤去工事他一式
- (6) 予定価格 484,550,850円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (7) 対象工事は、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」について記述した技術審査確認資料(以下「資料」という。)を受け付け、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(簡易型(Ⅱ))の工事である。

2 競争入札参加資格

- 甲府市上下水道局における建設工事「電気」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市上下水道事業管理者職務代理者の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。
- (1) 契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書(以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。)を提出できる者で、直近の経営事項審査結果通知書の「電気」の総合評定値(P)が1,200点以上であるもの1者(ただし、直近の経営事項審査結果通知書の「水道施設」の総合評定値(P)が1,000点以上)。
 - (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対

象工事と同種工事の施工実績を有する者。(ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

- (3) 現在、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を保有する当該工事に関する一級施工管理技士又は同等以上の資格を有する者で、かつ平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として同種工事の施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。)がある者1名を対象工事に専任で配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市上下水道局が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 対象工事に対する次の施工計画が適正であること。
施工上配慮すべき事項
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (7) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (8) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、「価格」、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次の要件に該当する者のうち、「(2)総合評価の方法」によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。(入札を辞退した者については、技術評価を行わない。)

ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とするところがある。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 評価値が標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

ウ 入札価格が調査基準価格を下回った者は、次の要件を満たしていること。

(1) 評価点数の合計が、参加者全員の平均点の2分の1を下回らないこと。

(2) 入札価格が調査基準価格の80%を下回らないこと。

(2) 総合評価の方法

ア 技術評価の「標準点」を100点とする。また、「加算点」の満点は、10点とする。

イ 「加算点」の算出方法は、入札参加者のうち次の①、②の評価項目について「(3) 評価の基準」に基づき評価を行った結果、「評価点数」の合計値の最高の者に工事ごとに定めた満点を与え、他の者は、それぞれの「評価点数」の合計値に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。

加算点 = (個々の「評価点数」の合計値 / 「評価点数」の合計値の最高点数) × 工事ごとに定めた満点

※加算点、評価値は少数第3位まで表示

①企業の技術力

②企業の信頼性・社会性

ウ 価格と価格以外の要素がもたらす総合的な評価は、入札参加者の「標準点」と、上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

評価値 = { (標準点 + 加算点) / 入札価格 } × 100,000,000

(3) 評価の基準

評価の基準の詳細は総合評価入札技術等審査確認資料作成要領を参照。

4 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 平成23年10月7日(金)～平成23年10月19日(水)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)

午前9時～午後5時

(2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課

甲府市相生二丁目17番1号

電話055-237-5124

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書の受付期間及び場所

ア 期間 平成23年10月7日(金)～平成23年10月19日(水)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課

甲府市相生二丁目17番1号

電話055-237-5124

5 入札手続等

(1) ア 入札日時 平成23年11月4日(金) 午前10時

イ 入札場所 甲府市役所相生仮本庁舎 1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

(2) ア 開札日時 平成23年11月15日(火) 午前10時分

イ 開札場所 甲府市役所相生仮本庁舎 1号館3階 入札室

ただし、開札場所等については変更する場合がある。

(3) ア 落札者決定日 平成23年11月16日(水)

ただし、低入札価格調査等により延期する場合がある。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

8 価格以外の評価結果の公表

価格以外の評価点を算定後、平成23年11月9日(水)に、甲府市ホームページ(事業者向け情報/入札情報)で公表する。

9 その他

(1) 入札保証金: 免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100): 納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 請負契約書作成の要否: 要

(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合(工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。)は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(6) 現場説明会は行わない。

(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程

及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第56号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年10月7日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (土木) 130044号
- (2) 工事名 下水道改良工事(地震対策H23-1)
- (3) 工事場所 甲府市宝二丁目・寿町地内
- (4) 工期 平成24年3月13日まで
- (5) 工事概要 施工延長 L=92.4m、管渠更生工(既設管φ1,000)
L=89.4m、管口耐震化工 4箇所、付帯工 一式
※適用工法については、公的機関の審査証明を得ている製管工法とする。
- (6) 予定価格 30,502,500円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

甲府市上下水道局における建設工事「土木一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市上下水道事業管理者職務代理者の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書(以下「直近の経営事項審査結果通知書」という。)を提出できる者で、入札参加資格「土木一式」の等級が「A」であるもの1者又は「B」であるもの1者。
- (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。(ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
- (3) 現在、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を保有する当該工事に関する一級施工管理技士又は同等以上の資格を有する者で、かつ平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として同種工事の施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続し

た雇用関係があること。)がある者1名を対象工事に専任で配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市上下水道局が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 管更生工法【製管工法(公的機関の審査証明を取得している技術)】の専門技術を取得した作業責任者を常駐させ、その業務に従事させられること。
 - (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
 - (7) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれていないこと。
 - (8) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
 - (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- 3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 平成23年10月7日(金)～平成23年10月19日(水)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)
午前9時～午後5時
 - (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
 - (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。
 - (4) 申請書等の受付期間及び場所
ア 期間 平成23年10月7日(金)～平成23年10月19日(水)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)
午前9時～午後5時
イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日時 平成23年11月4日(金) 午前9時10分
 - (2) 場所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室

甲府市相生二丁目17番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 請負契約書作成の要否：要

(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(6) 現場説明会は行わない。

(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程

及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第57号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年10月7日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (電気) 110082号
- (2) 工事名 (そー2) 山宮配水池残塩計及び流量計取替工事
- (3) 工事場所 甲府市山宮町地内(山宮第1配水池)
- (4) 工期 平成24年3月9日まで
- (5) 工事概要 計装盤(機器収納用自立盤)1面
残留塩素計 1台
超音波流量計(φ250)1台
- (6) 予定価格 13,372,800円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

甲府市上下水道局における建設工事「電気」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市上下水道事業管理者職務代理者の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者で、入札参加資格「電気」の等級が「A」であるもの1者又は「B」であるもの1者。
- (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
- (3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事((2)に掲げる工事等)への施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること）がある者1名を対象工事に配置できる者であること。
なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市上下

水道局が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれていない者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成23年10月7日（金）～平成23年10月19日（水）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
ア 期 間 平成23年10月7日（金）～平成23年10月19日（水）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）
午前9時～午後5時
イ 場 所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成23年11月4日（金） 午前9時35分
- (2) 場 所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金

額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付
ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 請負契約書作成の要否：要
- (4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (5) 談合の禁止及び談合に対する措置
入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。
- (6) 現場説明会は行わない。
- (7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第58号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年10月7日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (舗装) 110085号
(2) 工事名 (路-10) 路面復旧工事
(3) 工事場所 昭和町築地新居地内(釜無工業団地の南)
(4) 工期 平成24年1月31日まで
(5) 工事概要 施工延長 L=301.0m、表層工 再生密粒度ASC (t=5cm) A=1,058.0㎡、上層路盤工 再生瀝青安定処理 (t=10cm) A=1,058.0㎡、不陸整正工 (3㎡/100㎡) A=1,058.0㎡、区画線工 一式、付帯工 一式
なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
(6) 予定価格 11,592,000円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

甲府市上下水道局における建設工事「舗装」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市上下水道事業管理者職務代理者の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 給水区域内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者で、直近の経営事項審査結果通知書の「舗装」の総合評定値（P）が650点以上であるもの1者。
(2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
(3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事（(2)に掲げる工事等）への施工従事

経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。）がある者1名を対象工事に配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市上下水道局が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
(6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれていない者でないこと。
(7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成23年10月7日（金）～平成23年10月19日（水）
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)
午前9時～午後5時
(2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報/入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
(4) 申請書等の受付期間及び場所
ア 期間 平成23年10月7日（金）～平成23年10月19日（水）
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)
午前9時～午後5時
イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成23年11月4日（金） 午前9時40分
(2) 場所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 請負契約書作成の要否：要

(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(6) 現場説明会は行わない。

(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第59号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年10月7日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (舗装) 140015号
- (2) 工事名 路面復旧工事(特環・その1)
- (3) 工事場所 甲府市国玉町地内
- (4) 工期 平成24年3月13日まで
- (5) 工事概要 施工延長 L=801.7m、表層工 A=3, 100㎡、不陸整正工 A=3, 100㎡、区画線工 一式、付帯工一式
なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 予定価格 12,883,500円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

甲府市上下水道局における建設工事「舗装」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市上下水道事業管理者職務代理者の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書(以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。)を提出できる者で、直近の経営事項審査結果通知書の「舗装」の総合評定値(P)が650点以上であるもの1者。
- (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。(ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
- (3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事((2)に掲げる工事等)への施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。)がある

者1名を対象工事に配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市上下水道局が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成23年10月7日（金）～平成23年10月19日（水）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
ア 期 間 平成23年10月7日（金）～平成23年10月19日（水）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）
午前9時～午後5時
イ 場 所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成23年11月4日（金） 午前9時45分
- (2) 場 所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付
ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 請負契約書作成の要否：要
- (4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (5) 談合の禁止及び談合に対する措置
入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。
- (6) 現場説明会は行わない。
- (7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第60号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年10月7日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (機械) 120008号
- (2) 工事名 (そー103) 北部第2送水池ポンプ取替工事
- (3) 工事場所 甲府市下曾根町地内
- (4) 工期 平成24年3月9日まで
- (5) 工事概要 送水ポンプ φ65 200v 15kw H=120m
Q=0.4m³/min 2台
- (6) 予定価格 11,914,350円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

甲府市上下水道局における建設工事「機械」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市上下水道事業管理者職務代理者の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者で、直近の経営事項審査結果通知書の「機械」の総合評定値（P）が650点以上であるもの1者。
- (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
- (3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事（(2)に掲げる工事等）への施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。）がある者1名を対象工事に配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市上下水道局が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成23年10月7日（金）～平成23年10月19日（水）
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
ア 期間 平成23年10月7日（金）～平成23年10月19日（水）
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)
午前9時～午後5時
イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成23年11月4日（金） 午前9時50分
- (2) 場所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 請負契約書作成の要否：要

(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(6) 現場説明会は行わない。

(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第61号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年10月7日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (さく井) 120009号
(2) 工事名 (そー102) 中道北部第2水源井付帯設備工事
(3) 工事場所 甲府市白井町707番地2（北部第2水源井内）
(4) 工期 平成24年3月13日まで
(5) 工事概要

・土木工事
場内整備等 一式、配管設備 一式

・付帯設備工事

機械設備 一式、電気設備 一式、計装設備 一式

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

- (6) 予定価格 11,621,400円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

甲府市上下水道局における建設工事「さく井」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市上下水道事業管理者職務代理者の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者で、直近の経営事項審査結果通知書の「さく井」の総合評定値（P）が500点以上であるもの1者。
(2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
(3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事（(2)に掲げる工事等）への施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。）がある者1名を対象工事に配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市上下水道局が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成23年10月7日（金）～平成23年10月19日（水）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
 - ア 期 間 平成23年10月7日（金）～平成23年10月19日（水）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）
午前9時～午後5時
 - イ 場 所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成23年11月4日（金） 午前9時55分
- (2) 場 所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付
ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 請負契約書作成の要否：要
- (4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (5) 談合の禁止及び談合に対する措置
入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。
- (6) 現場説明会は行わない。
- (7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第62号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札（総合評価落札方式）を執行する。

平成23年10月25日

甲府市上下水道事業管理者職務代理人
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 合併(土木)26号
- (2) 工事名 ①濁川東一処理分区下水道管布設工事(第5工区)
②(下甲-7)配水管布設替工事(濁川東一処理分区・第5工区)
- (3) 工事場所 甲府市向町・和戸町地内
- (4) 工期 平成24年11月28日まで
- (5) 工事概要 ①塩ビ管推進工(低耐荷力方式・圧入二工程式)φ200 L=141.00m、塩ビ管推進工(低耐荷力方式・泥土圧一工程式)φ200 L=131.00m、鉄筋コンクリート管推進工(高耐荷力方式・泥水一工程式)φ250 L=216.10m、人孔設置工(1号)10箇所、付帯工一式
- ②RRVP(φ100)L=2.9m、RRVP(φ75)L=6m、不排水簡易仕切弁(φ75)1基
- なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 予定価格 134,541,750円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (7) 対象工事は、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」について記述した技術等審査確認資料(以下「資料」という。)を受け付け、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(簡易型(I))の工事である。

2 競争入札参加資格

- 甲府市上下水道局における建設工事「土木一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市上下水道事業管理者職務代理人の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。
- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以後に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書(以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。)を提出できる者で、甲府市上下水道局における入札参加資格「土木一式」の等級が「A」であるもの1者。
- (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。(ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

- (3) 現在、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を保有する当該工事に関する一級施工管理技士又は同等以上の資格を有する者で、かつ平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として同種工事の施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。)がある者1名を対象工事に専任で配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市上下水道局が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 対象工事に対する工程表が適正であること。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (7) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (8) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、「価格」、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次の要件に該当する者のうち、「(2)総合評価の方法」によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。(入札を辞退した者については、技術評価を行わない。)

ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とするところがある。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 評価値が標準点を予定価格で除した数値(「基準評価値」)に対して下回らないこと。

ウ 入札価格が調査基準価格を下回った者は、次の要件を満たしていること。

(1) 評価点数の合計が、参加者全員の平均点の2分の1を下回らないこと。

(2) 入札価格が調査基準価格の80%を下回らないこと。

(2) 総合評価の方法

ア 技術評価の「標準点」を100点とする。また、「加算点」の満点は、10点とする。

イ 「加算点」の算出方法は、入札参加者のうち次の①、②の評価項目について「(3)評価の基準」に基づき評価を行った結果、「評価点数」の合計値の最高の者に工事ごとに定めた満点を与え、他の者は、それぞれの「評価点数」の合計値に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。

加算点 = (個々の「評価点数」の合計値 / 「評価点数」の合計値の最高点数) × 工事ごとに定めた満点

※加算点、評価値は少数第3位まで表示

①企業の技術力

②企業の信頼性・社会性

ウ 価格と価格以外の要素がもたらす総合的な評価は、入札参加者の「標準点」と、上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

評価値 = { (標準点 + 加算点) / 入札価格 } × 100,000,000

(3) 評価の基準

評価の基準の詳細は総合評価入札技術等審査確認資料作成要領を参照。

4 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 平成23年10月25日(火)～平成23年11月4日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)

午前9時～午後5時

(2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書の受付期間及び場所

ア 期間 平成23年10月25日(火)～平成23年11月4日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

5 入札手続等

(1) ア 入札日時 平成23年11月18日(金) 午前9時
イ 入札場所 甲府市役所相生仮本庁舎 1号館3階 入札室

甲府市相生二丁目17番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

(2) ア 開札日時 平成23年11月30日(水) 午前10時

イ 開札場所 甲府市役所相生仮本庁舎 1号館3階 入札室
ただし、開札場所等については変更する場合がある。

(3) ア 落札者決定日 平成23年12月1日(木)

ただし、低入札価格調査等により延期する場合がある。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

8 価格以外の評価結果の公表

価格以外の評価点を算定後、平成23年11月24日(木)に、甲府市ホームページ(事業者向け情報/入札情報)で公表する。

9 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 請負契約書作成の要否：要

(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合(工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。)は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(6) 現場説明会は行わない。

(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第63号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札（総合評価落札方式）を執行する。

平成23年10月25日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (土木) 110091号
(2) 工事名 (ブー1) 水管橋設置及び配水管布設工事
(3) 工事場所 甲府市落合町・小曲町地内（蛭沢川・第一蛭沢橋の南）
(4) 工期 平成24年5月31日まで
(5) 工事概要 SSP（アーチ式水管橋二重管構造・歩廊付）（φ250）
L=33.7m、DIP.NS（φ250）L=91m、
DIP.NS（φ100）L=12.5m、DIP.K
（φ200）L=2m、SSP（φ50）L=1m、PP
（φ20）L=1.5m、仕切弁.NS（φ250）4基、
仕切弁.NS（φ100）3基、泥吐弁（φ50）1基、
空気弁（φ25）1基、水抜栓（φ25）2基
なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 予定価格 51,437,400円
（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(7) 対象工事は、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」について記述した技術審査確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（特別簡易型）の工事である。

2 競争入札参加資格

甲府市上下水道局における建設工事「土木一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市上下水道事業管理者職務代理者の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以後に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者で、甲府市上下水道局における入札参加資格「土木一式」の等級が「A」であるもの1者。

(2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

(3) 現在、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を保有する当該工事に関する一級施工管理技士又は同等以上の資格を有する者で、かつ平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として同種工事の施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。）がある者1名を対象工事に専任で配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市上下水道局が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれていないこと。

(7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、「価格」、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次の要件に該当する者のうち、「(2) 総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。（入札を辞退した者については、技術評価を行わない。）

ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする可能性がある。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 評価値が標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回

らないこと。

ウ 入札価格が調査基準価格を下回った者は、次の要件を満たしていること。

(1) 評価点数の合計が、参加者全員の平均点の2分の1を下回らないこと。

(2) 入札価格が調査基準価格の80%を下回らないこと。

(2) 総合評価の方法

ア 技術評価の「標準点」を100点とする。また、「加算点」の満点は、10点とする。

イ 「加算点」の算出方法は、入札参加者のうち次の①、②の評価項目について「(3) 評価の基準」に基づき評価を行った結果、「評価点数」の合計値の最高の者に工事ごとに定めた満点を与え、他の者は、それぞれの「評価点数」の合計値に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。

加算点 = (個々の「評価点数」の合計値 / 「評価点数」の合計値の最高点数) × 工事ごとに定めた満点

※加算点、評価値は少数第3位まで表示

①企業の技術力

②企業の信頼性・社会性

ウ 価格と価格以外の要素がもたらす総合的な評価は、入札参加者の「標準点」と、上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

評価値 = { (標準点 + 加算点) / 入札価格 } × 100,000,000

(3) 評価の基準

評価の基準の詳細は総合評価入札技術等審査確認資料作成要領を参照。

4 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 平成23年10月25日(火)～平成23年11月4日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)

午前9時～午後5時

(2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課

甲府市相生二丁目17番1号

電話055-237-5124

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書の受付期間及び場所

ア 期間 平成23年10月25日(火)～平成23年11月4日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課

甲府市相生二丁目17番1号

電話055-237-5124

5 入札手続等

(1) ア 入札日時 平成23年11月18日(金) 午前9時5分

イ 入札場所 甲府市役所相生仮本庁舎 1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

(2) ア 開札日時 平成23年11月30日(水) 午前10時5分

イ 開札場所 甲府市役所相生仮本庁舎 1号館3階 入札室
ただし、開札場所等については変更する場合がある。

(3) ア 落札者決定日 平成23年12月1日(木)

ただし、低入札価格調査等により延期する場合がある。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

8 価格以外の評価結果の公表

価格以外の評価点を算定後、平成23年11月24日(木)に、甲府市ホームページ(事業者向け情報/入札情報)で公表する。

9 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 請負契約書作成の要否：要

(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合(工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。)は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(6) 現場説明会は行わない。

(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第64号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札（総合評価落札方式）を執行する。

平成23年10月25日

甲府市上下水道事業管理者職務代理人
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (土木) 130046号
- (2) 工事名 下水道改良工事（浸入水対策H23-2）
- (3) 工事場所 甲府市屋形三丁目地内 外
- (4) 工期 平成24年3月30日まで
- (5) 工事概要 施工延長 L=798.0m、管渠更生工（φ250）L=769.2m、取付管接合部更生工（φ150）47箇所、（φ100）52箇所、樹上部調整・取替工（φ500）15箇所、樹上部調整・取替工（小口径）2箇所、汚水樹取替工2箇所、汚水樹取付管取替工 1箇所、付帯工 一式
※管更生工法（自立管）については、公的機関の審査証明を得ている工法とする。（現場状況（道路幅員が狭小等）での施工が可能であること。）

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

- (6) 予定価格 69,069,000円
（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (7) 対象工事は、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」について記述した技術等審査確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（特別簡易型）の工事である。

2 競争入札参加資格

甲府市上下水道局における建設工事「土木一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市上下水道事業管理者職務代理人の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以後に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者で、甲府市上下

水道局における入札参加資格「土木一式」の等級が「A」であるもの1者。

- (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
- (3) 現在、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を保有する当該工事に関する一級施工管理技士又は同等以上の資格を有する者で、かつ平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として同種工事の施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。）がある者1名を対象工事に専任で配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市上下水道局が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 管更生工法（自立管）の専門技術を取得した作業責任者を常駐させ、その業務に従事させられること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (7) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれていない者でないこと。
- (8) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がない者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、「価格」、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次の要件に該当する者のうち、「(2)総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。（入札を辞退した者については、技術評価を行わない。）

ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満

たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 評価値が標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

ウ 入札価格が調査基準価格を下回った者は、次の要件を満たしていること。

(1) 評価点数の合計が、参加者全員の平均点の2分の1を下回らないこと。

(2) 入札価格が調査基準価格の80%を下回らないこと。

(2) 総合評価の方法

ア 技術評価の「標準点」を100点とする。また、「加算点」の満点は、10点とする。

イ 「加算点」の算出方法は、入札参加者のうち次の①、②の評価項目について「(3) 評価の基準」に基づき評価を行った結果、「評価点数」の合計値の最高の者に工事ごとに定めた満点を与え、他の者は、それぞれの「評価点数」の合計値に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。

加算点 = (個々の「評価点数」の合計値 / 「評価点数」の合計値の最高点数) × 工事ごとに定めた満点

※加算点、評価値は少数第3位まで表示

①企業の技術力

②企業の信頼性・社会性

ウ 価格と価格以外の要素がもたらす総合的な評価は、入札参加者の「標準点」と、上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

評価値 = { (標準点 + 加算点) / 入札価格 } × 100,000,000

(3) 評価の基準

評価の基準の詳細は総合評価入札技術等審査確認資料作成要領を参照。

4 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 平成23年10月25日(火)～平成23年11月4日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)

午前9時～午後5時

(2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課

甲府市相生二丁目17番1号

電話055-237-5124

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書の受付期間及び場所

ア 期間 平成23年10月25日(火)～平成23年11月4日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課

甲府市相生二丁目17番1号

電話055-237-5124

5 入札手続等

(1) ア 入札日時 平成23年11月18日(金) 午前9時10分

イ 入札場所 甲府市役所相生仮本庁舎 1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

(2) ア 開札日時 平成23年11月30日(水) 午前10時10分

イ 開札場所 甲府市役所相生仮本庁舎 1号館3階 入札室
ただし、開札場所等については変更する場合がある。

(3) ア 落札者決定日 平成23年12月1日(木)

ただし、低入札価格調査等により延期する場合がある。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

8 価格以外の評価結果の公表

価格以外の評価点を算定後、平成23年11月24日(木)に、甲府市ホームページ(事業者向け情報/入札情報)で公表する。

9 その他

(1) 入札保証金: 免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100): 納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 請負契約書作成の要否: 要

(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合(工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。)は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

- (6) 現場説明会は行わない。
(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第65号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年10月25日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (舗装) 140019号
(2) 工事名 路面復旧工事(特環中道・その1)
(3) 工事場所 甲府市右左口町地内
(4) 工期 平成24年3月13日まで
(5) 工事概要 施工延長 L=949.1m、表層工(車道 t=5cm)
A=4, 340㎡、不陸整正工 A=4, 340㎡、付帯工一式

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

- (6) 予定価格 17,913,000円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

甲府市上下水道局における建設工事「舗装」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市上下水道事業管理者職務代理者の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書(以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。)を提出できる者で、直近の経営事項審査結果通知書の「舗装」の総合評定値(P)が650点以上であるもの1者。
(2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。(ただし、共同企業体の構成員とし

ての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

- (3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事((2)に掲げる工事等)への施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。)がある者1名を対象工事に配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市上下水道局が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
(6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
(7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
(8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成23年10月25日(火)～平成23年11月4日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)
午前9時～午後5時
(2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。
(4) 申請書等の受付期間及び場所
ア 期間 平成23年10月25日(火)～平成23年11月4日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)
午前9時～午後5時
イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成23年11月18日(金) 午前9時40分
- (2) 場 所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市上下水道局契約規程(昭和39年4月規程第2号)及び甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除

- (2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (3) 請負契約書作成の要否：要

- (4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合(工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。)は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

- (5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

- (6) 現場説明会は行わない。

- (7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

任免辞令

(市長事務部局)

佐藤 公

技術職員に採用する
内科医師を命ずる
市立甲府病院診療部科部長を命ずる

山口 達也
雨宮 史武

(各通)

技術職員に採用する
内科医師を命ずる
市立甲府病院診療部科長を命ずる

高橋 英

技術職員に採用する
内科医師を命ずる
市立甲府病院診療部医長を命ずる

横田 雄大
吉田 貴史
佐藤 光明

(各通)

技術職員に採用する
内科医師を命ずる
市立甲府病院診療部医師を命ずる

山本 紗弥加

技術職員に採用する
薬剤師を命ずる
市立甲府病院薬剤部技師を命ずる

以上 発令日 平成23年10月 1日

篠原 義明

甲府市教育委員会委員に任命する

以上 発令日 平成23年10月14日

--	--